

平成25年分の所得税及び復興特別所得税、
消費税及び地方消費税並びに贈与税の確定申告について
(記者発表資料)

- 平成25年分確定申告の相談・申告書の受付期間は、下表のとおりです。

所得税及び復興特別所得税	平成26年2月17日(月)～平成26年3月17日(月)
個人事業者の 消費税及び地方消費税	平成26年1月6日(月)～平成26年3月31日(月)
贈与税	平成26年2月3日(月)～平成26年3月17日(月)

(注) 1 所得税及び復興特別所得税の還付申告は、上記の期間前でも提出することができます。
2 平日(月～金)以外でも、一部の税務署では、**2月23日と3月2日**に限り日曜日も確定申告の相談・申告書の受付を行います。

- 平成25年分確定申告に係る納期限及び振替納税の場合の振替日は、下表のとおりです。

	納期限	振替日
所得税及び復興特別所得税	平成26年3月17日(月)	平成26年4月22日(火)
個人事業者の 消費税及び地方消費税	平成26年3月31日(月)	平成26年4月24日(木)
贈与税	平成26年3月17日(月)	

(注) 1 納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかります。
2 振替納税をご利用の方は、事前に預貯金残高をご確認ください。
残高不足等で振替ができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかりますので、ご注意ください。

国税庁ホームページのご紹介

- 国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) では、「確定申告特集ページ」を設け、ご自宅からの申告をサポートしています。

確定申告特集ページでは、

- パソコンで申告書を作成できる確定申告書等作成コーナー
- パソコンで作成した申告書をご自宅から送信できるe-Tax
- お問い合わせの多い事項のQ & A

などをご利用いただけます（別添1-1）。

※ スマートフォンやタブレット端末を利用して、申告書等を作成することはできませんのでご留意ください。

- ◆ 「確定申告書等作成コーナー」で申告書が作成できます（別添2）。
 - 「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力することにより、**税額などが自動的に計算され、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税並びに贈与税の申告書**（以下、「**申告書**」といいます。）などを作成することができます。
 - **24時間いつでも利用可能で、作成途中のデータを保存**することもできます。
 - 作成した申告書を、**e-Taxを利用して送信**することができます。
また、**印刷して郵送等で提出**することもできます。
 - 申告書のほか、青色申告決算書や収支内訳書、預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書を作成することができます。
 - ◆ e-Taxにより申告や納税ができます（別添3）。
 - 作成した所得税及び復興特別所得税の確定申告書をe-Taxを利用して提出すると次のようないくつかのメリットがあります。
 - ① **添付書類の提出を省略**できます！（注）
 - ② **還付がスピーディー**です！
- （注） 提出を省略した添付書類は、法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。
- 平成26年1月14日（火）午前8時30分から、所得税及び復興特別所得税の確定申告期限の3月17日（月）までは、**作成した申告書を24時間いつでもe-Taxを利用して送信**することができます（メンテナンス時間を除きます。）。
 - 確定申告期間中は、平日だけでなく**全ての日曜日(2/16、23、3/2、9、16)**にe-Tax・作成コーナーヘルプデスクをご利用いただけます（電話番号：0570-01-5901）。

- ◆ お問い合わせの多い事項のQ & Aなどを掲載しています。
 - 確定申告をする必要がある人や申告書の受付期間、申告が間違っていた場合の手続など、お問い合わせの多い事項のQ & Aを掲載しています。
 - 「確定申告書等作成コーナー」やe-Taxの操作手順等を動画でも解説しています。
 - 確定申告書等の様式や手引きなどがダウンロードできます。

申告相談のご案内

- 税務署では、確定申告の相談や申告書の提出で来署される納税者の方々のため、次のような取組を行っています。

- ◆ 税務署の申告相談会場では、パソコンを利用して「確定申告書等作成コーナー」から申告書を作成し、e-Taxを利用して提出をしていただいている。

パソコンを使った申告書の作成を実感していただくとともに、e-Tax の利便性を体験していただける体制を整備しています。

なお、書面による申告書の作成もできます。

- ◆ 福岡国税局の管内（福岡・佐賀・長崎県の3県）のうち次の税務署については、**税務署庁舎外の会場**（門司署と小倉署及び博多署と福岡署は合同会場となります。）で確定申告の相談や申告書の受付を行います。

- 税務署庁舎外の会場で確定申告の相談等を行う税務署

署名	申告会場	日程等
門司・小倉 税務署	AIM（アジア太平洋インポートマート）ビル3階 (北九州市小倉北区浅野3-8-1)	平成26年2月7日（金）～3月17日（月） 受付 9時～16時
博多・福岡 税務署	西鉄ホール（ソラリアステージビル6階） (福岡市中央区天神2-11-3)	平成26年2月7日（金）～3月17日（月） 受付 9時～16時
西福岡税務署	福岡タワー (福岡市早良区百道浜2-3-26)	平成26年2月7日（金）～3月17日（月） 受付 9時～16時
大牟田税務署	NTT大牟田ビル1階 (大牟田市不知火町1-3-10)	平成26年2月7日（金）～3月17日（月） 受付 9時～16時
田川税務署	たがわ情報センター (田川市番田町2-1)	平成26年2月17日（月）～3月17日（月） 受付 9時～16時
八女税務署	八女伝統工芸館 (八女市本町2-123-2)	平成26年2月7日（金）～3月17日（月） 受付 9時～16時
筑紫税務署	イオンモール筑紫野2階 (筑紫野市立明寺434-1)	平成26年2月7日（金）～3月17日（月） 受付 9時～16時
長崎税務署	NBC別館（NBC別館1階ホール） (長崎市上町1-35)	平成26年2月7日（金）～3月17日（月） 受付 9時～16時
平戸税務署	平戸文化センター (平戸市岩の上町1529)	平成26年2月17日（月）～3月17日（月） 受付 9時～16時

※ 通常、土・日・祝日は開場していません。

※ 上記以外の税務署においては、税務署庁舎内で申告相談を行います。
詳しくは、国税庁ホームページの福岡国税局ページで確認されるか、所轄の税務署におたずねください。

- ◆ 次の申告会場では**2月23日と3月2日の日曜日**に限り、確定申告の相談や申告書の受付を行います。

なお、税務署は、通常、土・日・祝日は閉庁しています。

○ 会場

署名	申告会場
門司・若松・小倉・八幡税務署	AIM（アジア太平洋インポートマート）ビル3階 (北九州市小倉北区浅野3-8-1)
博多・福岡税務署	西鉄ホール（ソラリアステージビル6階） (福岡市中央区天神2-11-3)
香椎税務署	香椎税務署 (福岡市東区千早6-2-1)
西福岡税務署	福岡タワー (福岡市早良区百道浜2-3-26)
佐賀税務署	佐賀税務署 (佐賀市駅前中央3-3-20)
長崎税務署	NBC別館（NBC別館1階ホール） (長崎市上町1-35)

※ 門司、若松、小倉、八幡、博多、福岡、西福岡及び長崎税務署の申告会場は税務署庁舎外の会場となっています（税務署庁舎での申告相談は行っていません。）。

- ◆ 税理士会が行う無料申告相談センターの開設

九州北部税理士会による税務支援事業の一貫として、新たに「税理士会が行う無料申告相談センター」が開設されます。

どちらにお住まいの方でもご利用になれます。

※ 前年分の事業、不動産又は雑所得（公的年金等に係る雑所得を除く）の金額が300万円を超える方、前々年分の消費税の課税売上高が3,000万円を超える方、給与収入総額が800万円を超える方、土地・建物・株式等の譲渡所得及び贈与税の相談については、受け付けていません。

○ 会場

申告会場	日程等
九州北部税理士会 税理士会館2階 (福岡市博多区博多駅南1-13-21)	平成26年2月17日（月）～2月28日（金） (土、日を除く。) 受付 9時30分～16時00分

- ◆ 前年まで開設していた福岡会場（福岡ビル）につきましては、平成25年3月をもちまして廃止されました。

◆ 確定申告に関するご相談は、電話でも受け付けています。所轄の税務署にお電話をいただくと、自動音声でご案内していますので、確定申告に関するご質問・ご相談は、「0（ゼロ）」を選択してください。

◆ 確定申告書作成コーナーの操作マニュアルがダウンロードできます

本年から国税庁ホームページの福岡国税局ページに掲載する「福岡国税局から確定申告についてのお知らせ」から平成25年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー操作マニュアルなどがダウンロードできます。

申告会場に来場される際は事前に当該マニュアルを出力し、3、4ページに必要事項を記載の上、ご持参いただると手続きをスムーズに行うことができます。

主な税制改正について

- 平成25年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告から適用される主な改正事項等は以下のとおりです。申告の際にはご注意ください。

◆ 復興特別所得税の創設

- 平成25年分から平成49年分までの各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとされています。

復興特別所得税は、平成25年から平成49年までの各年分の基準所得税額（配当控除など所得税額から差し引かれる金額を差し引いた後の所得税額）に2.1%の税率を乗じて計算します。

また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税が併せて徴収されています。

◆ 給与所得控除の改正

- 給与等の収入金額から差し引かれる給与所得控除額について、その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合には、245万円を上限とすることとされました。

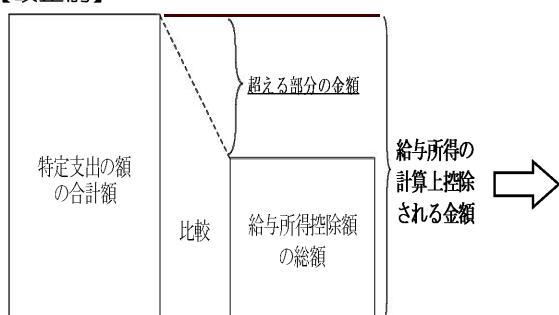
◆ 給与所得者の特定支出控除の改正

- 特定支出の範囲に、弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費や勤務必要経費（図書費、衣服費、交際費等で65万円を限度）が追加されました（勤務先によって証明されたものに限ります。）。

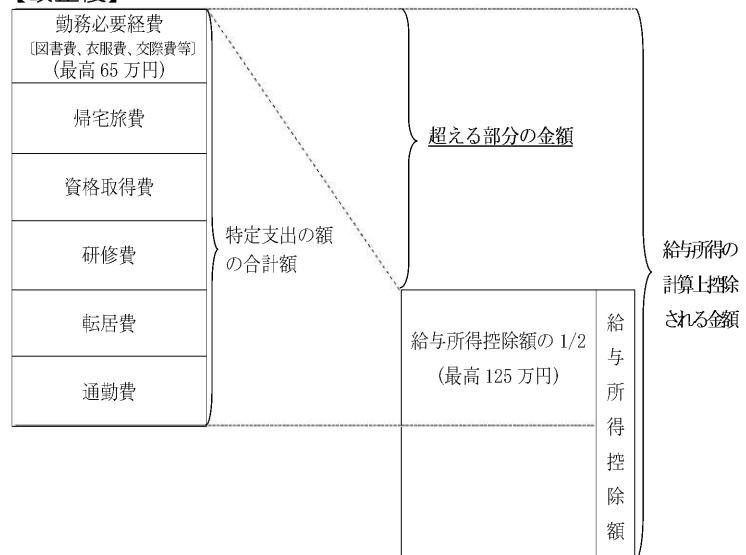
- 特定支出控除の適用判定の基準が給与所得控除額の2分の1（最高125万円）（平成24年分以前：給与所得控除額の総額）に緩和されました。

（特定支出控除のイメージ）

【改正前】



【改正後】



◆ 国外財産調書の提出制度の創設

- 居住者（非永住者の方を除きます。）の方で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を、その年の翌年の3月15日（平成25年分は、平成26年3月17日）までに、住所地等の所轄の税務署に提出しなければなりません。

ご留意いただきたい事項

◆ 確定申告が必要な方の主な例

- 紙与収入が2,000万円を超える方
- 紙与を1か所から受けていて、各種の所得金額（紙与所得、退職所得を除く。）の合計額が20万円を超える方
- 紙与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった紙与の収入金額と、各種の所得金額（紙与所得、退職所得を除く。）との合計額が20万円を超える方
- 各種の所得金額が所得控除の合計額を超え、その超えた額に対する税額が配当控除額を超える方
- 公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと残額がある方
※ 公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

など

◆ 申告書を作成する際には誤りにご注意ください。

（誤り事例）

- 薬局で購入した日用品や予防接種費用について医療費控除を適用
- 支払った医療費の金額から生命保険会社や損害保険会社から支払を受ける医療費を補填する保険金などを差し引かずに医療費控除を適用
- 地震等損害保険契約以外の保険料について地震保険料控除を適用（平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等を除く。）

◆ 添付書類の添付漏れにご注意ください。

- 紙与や年金の「源泉徴収票」（原本）
- 医療費控除を受ける場合の領収書、おむつ使用証明書等
- 住宅借入金等特別控除を受ける場合の住民票の写しや登記事項証明書等

- ◆ 平成23年分の課税売上高が1,000万円を超える方は、平成25年分の消費税及び地方消費税の確定申告が必要です。
 - 平成25年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、平成23年分の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、消費税及び地方消費税の申告の必要があります。
 - 平成23年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間（平成24年1月1日から平成24年6月30日までの期間）の課税売上高が1,000万円を超える場合には、平成25年分の消費税及び地方消費税の申告の必要があります。
- なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。
- ◆ 振替納税のご利用をお願いします（別添4）。
所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税（個人事業者）について、金融機関の預貯金口座から振替により納税する便利な制度（振替納税）がありますので、是非ご利用ください。
- ◆ 還付金の受取りは、口座振込のご利用をお願いします（別添5）。
還付金の受取りは、預貯金口座への振込みをご利用ください。
申告書の「還付される税金の受取場所」欄に申告者（本人）名義の口座番号等を記載してください。
※ 振込先口座の記載誤りにより振込みができなかった場合は、正しい振込先を確認した後、改めて振込手続を行うため、還付金の受取りが遅れてしまうことになりますので、振込先を正確に記載して提出してください。
- ◆ 税務職員を装った不審な電話・「振り込め詐欺」にご注意ください（別添6）。
税務職員を装い、現金自動預け払い機（ATM）を操作させ、振込みを行わせる「振り込め詐欺」による被害が発生していますので、ご注意ください。

九州北部豪雨への対応

平成25年分確定申告期における対応

〔税務署でのご相談〕

- 九州北部豪雨の影響により、住所地を離れて避難されている方につきましては、所轄の税務署のほか、福岡国税局及び熊本国税局管内のどの税務署でもご相談いただけます。
- 被災された方の申告相談につきましては、申告会場のほか、個別の申告相談を行っていますので、ご希望の方は事前に税務署へご連絡ください。

東日本大震災への対応

平成25年分確定申告期における対応

〔申告相談体制の整備等〕

- ① 仙台国税局においては、東日本大震災により被災された方が、引き続き多数来署することが見込まれることから、平成25年分確定申告期においても納税者の方々への対応に万全を期するため、十分な体制整備を図ることとしています。

なお、被災地域を管轄する税務署では、多くの納税者の方のご相談が見込まれ、混雑が予想されますので、お早めにご相談願います。

- ② 東日本大震災の影響により、住所地を離れて避難されている方につきましては、所轄の税務署のほか、最寄りの税務署でもご相談いただけます。